

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正について

1 主旨

近年、待機児童対策として保育の受け皿拡大に向け保育所等の整備を推進しているが、保育の担い手の確保が喫緊の課題となるとともに、保育の質の確保についても議論されている。

国は、平成28年2月に改正省令を公布し、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士配置の特例的運用が行えることとするとともに、設備に関する所要の改正を行った。

このことを踏まえて、保育の質の確保を前提として、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育における労働力需要に対応するとともに、設備に関する所要の変更を行うため、区規則の一部を改正する。

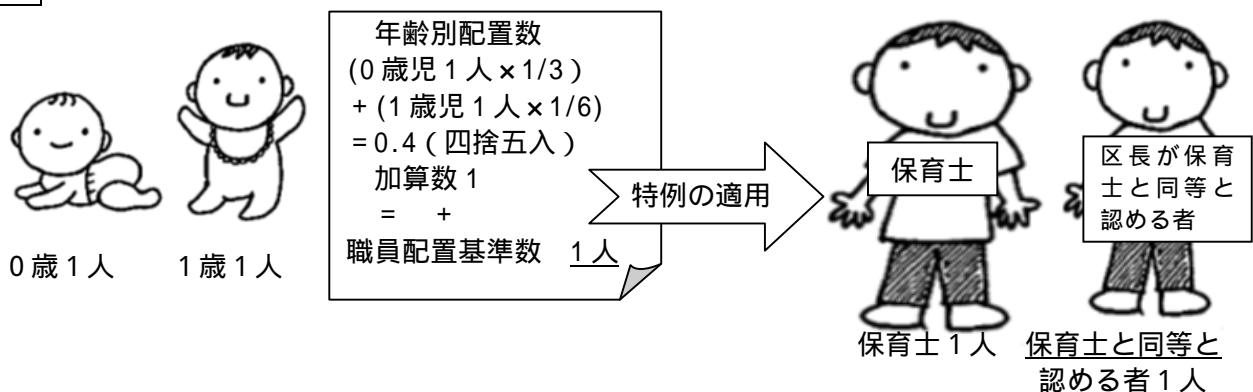
2 一部改正の内容(案)

(1) 小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例
(新規。平成28年厚生労働省令第22号関係)

朝夕の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例を附則に定める。

当分の間、児童の人数に応じて必要となる保育士の数が算定上1人となる時間帯については、保育士1人に加えて、区長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者を保育士に代えて配置することを認める。あわせて、開所時間を通じて常時2人を下回ってはならないことを第8条、第9条、第12条及び第13条に明確に規定する。

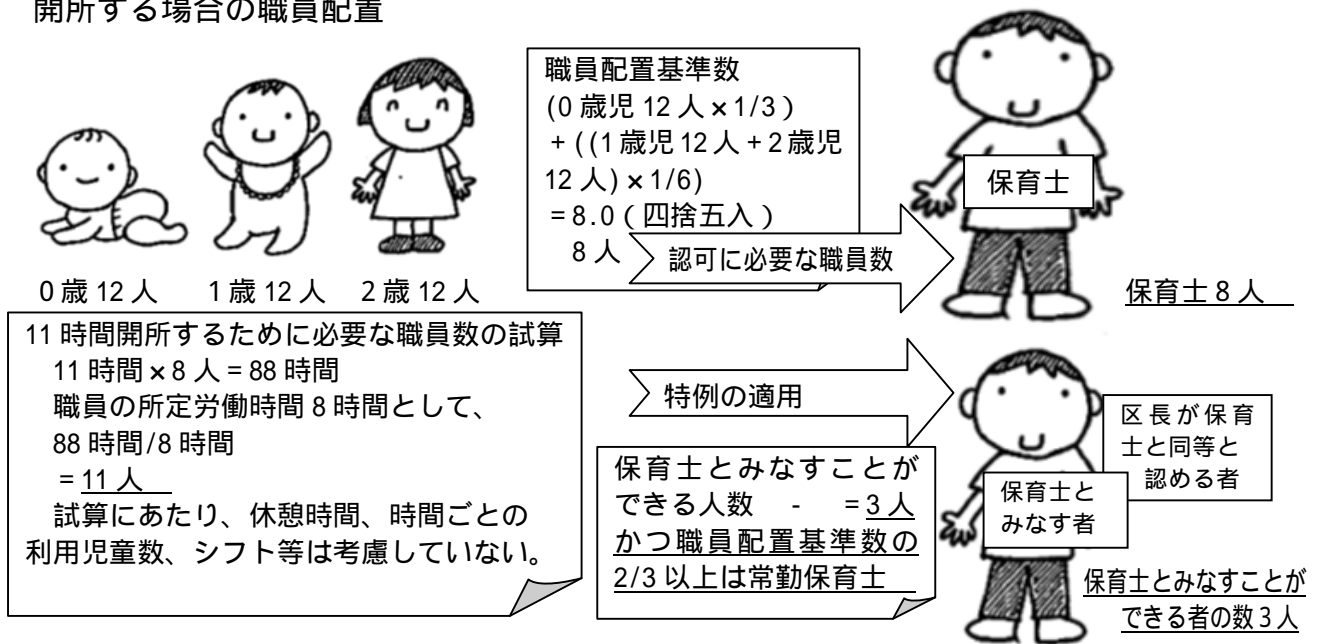
例示 小規模保育事業所A型 0・1歳児が各1人登園している時間帯の職員配置



保育の実施にあたり必要となる保育士配置に係る特例を附則に定める。

当分の間、保育所型事業所内保育事業所に限り、1日につき8時間を超えて開所していること等により、利用定員による職員配置基準を超えて、保育士を確保しなければならない場合は、職員配置基準を超えて確保する必要がある保育士の数の範囲内で、区長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者を保育士に代えて配置することを認める。

例示 保育所型事業所内保育事業所 0・1・2歳児各12人の定員の事業所が11時間開所する場合の職員配置



職員配置基準数の2/3以上は常勤保育士とする場合の例

定員36人全員登園している時間帯は、職員配置基準数8人のうち6人以上の常勤保育士を配置

(2) 小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の設備の基準

(変更。平成28年厚生労働省令第23号関係)

建築基準法の一部を改正する法律(平成26年法律第54号)の一部の施行等に伴い、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)が改正された。

この改正により、防火・避難に関する規定が改正され、引用する条文に変更が生じたため、その内容を反映させるため第7条及び第11条の規定を改正する。

(3) その他

小規模保育事業所A型及びB型、並びに、保育所型及び小規模型事業所内保育事業所における1人に限り保育士とみなせる者として、現行の保健師、看護師に加えて助産師を定める。その他文言整理を行う。

(4) 施行予定

平成28年7月下旬

3 その他

保育所の職員配置に係る特例については、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則により平成28年4月1日から施行されている。(平成28年厚生労働省令第23号関係の改正は、同年6月1日から施行する。)

当該改正を踏まえた区の対応については、予め、区議会をはじめ子ども・子育て会議等において意見を求めたうえで、検討する。

4 今後の予定

平成28年6月 改正内容の確定

平成28年7月下旬 公布(同日施行)

本件担当 子ども・若者部保育認定・調整課事業者認可・指導担当 電話 03-5432-2333 ファクシミリ 03-5432-3018

認可保育所及び小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例の適用による基準 (概要) (案)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 (平成 28 年厚生労働省令第 22 号。以下「改正省令」という。) の趣旨: 保育所、小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所における職員配置について、保育の需要に対して保育の受け皿が不足していることに鑑み、当分の間、以下(1)から(4)の特例を設ける。

都基準 (認可保育所) 欄の太字「助成上位置づけたい事項(案)」について: 認可保育所に対し、世田谷区が公定価格に上乗せして助成している世田谷区保育所等運営費助成金交付要綱上、特例の適用範囲を時限的に位置づけたい事項案。

区基準欄について: 区が認可する小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所における職員配置に係る特例の適用範囲を定める。

関係規程: 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則 (以下「区認可規則」という。)

表中下線部分が今回の改正案

国基準	都基準 (認可保育所)	区基準	
平成 28 年厚生労働省令第 22 号 改正省令の概要	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則	小規模保育事業所 A 型	保育所型事業所内保育事業所
<p>(1)朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例</p> <p>概要: 朝夕等の児童が少数となる時間帯においては、保育士 2 人 を下回ることができることとする。 この場合であっても、児童の人数に応じて必要となる保育士の数が 1 名となる時間帯については、保育士 1 名に加えて、区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</p>	<p>ア) 年齢別配置基準 0 歳児 3 人 : 1 人 1・2 歳児 6 人 : 1 人 3 歳児 20 人 : 1 人 4・5 歳児 30 人 : 1 人</p> <p>イ) 計算式 (0 歳児数 × 1/3 (小数点第 1 位まで計算。小数点第 2 位以下切捨て)) + (1・2 歳児数 × 1/6 (")) + (3 歳児数 × 1/20 (")) + (4・5 歳児数 × 1/30 ("))</p>	<p>区認可規則第 8 条第 1 項</p> <p>ア) 年齢別配置基準 0 歳児 3 人 : 1 人 1・2 歳児 6 人 : 1 人 3 歳児 20 人 : 1 人 4・5 歳児 30 人 : 1 人</p> <p>イ) 計算式 (0 歳児数 × 1/3 (小数点第 1 位まで計算。小数点第 2 位以下切捨て)) + (1・2 歳児数 × 1/6 (")) + (3 歳児数 × 1/20 (")) + (4・5 歳児数 × 1/30 ("))</p>	<p>区認可規則第 12 条第 1 項</p> <p>ア) 年齢別配置基準 0 歳児 3 人 : 1 人 1・2 歳児 6 人 : 1 人 3 歳児 20 人 : 1 人 4・5 歳児 30 人 : 1 人</p> <p>イ) 計算式 (0 歳児数 × 1/3 (小数点第 1 位まで計算。小数点第 2 位以下切捨て)) + (1・2 歳児数 × 1/6 (")) + (3 歳児数 × 1/20 (")) + (4・5 歳児数 × 1/30 ("))</p>

	<p>= 年齢別配置数 (少数点第1位四捨五入)</p> <p>= 職員配置基準数</p> <p>ウ) 職員配置の特例 保育士2人以上配置。<u>ただし、イで算定した数が1のときは、保育士1人に加えて保育士と同等と認める者1人以上配置</u> 助成上位置づけたい事項(案) 延長保育についての国や都の緩和規定がないため、当面は朝の時間帯について適用予定</p>	<p>= 年齢別配置数 (少数点第1位四捨五入) 年齢別配置数 + 加算数1 = 職員配置基準数</p> <p>ウ) 職員配置の特例 保育士2人以上配置。<u>ただし、イで算定した数が1のときは、保育士1人に加えて保育士と同等と認める者1人以上配置</u></p>	<p>= 年齢別配置数 (少数点第1位四捨五入)</p> <p>= 職員配置基準数</p> <p>ウ) 職員配置の特例 保育士2人以上配置。<u>ただし、イで算定した数が1のときは、保育士1人に加えて保育士と同等と認める者1人以上配置</u></p>
<p>国の基準上、小規模保育事業については、年齢別配置基準に加えて1人を加配することにより最低2人の保育従事者による体制を確保しているが、開所時間の始期・終期前後の時間帯で児童がごく少数となる場合の常時最低2人以上の保育従事者の配置は求められていない。(内閣府事業者向けFAQ(第7版)10)</p>		<p>当区では、制度開始当初から保育従事者が2人を下回ることを運用上認めていない。 区の運用を明確に示すため、今回の改正にあわせて常時2人を下回らないことを、<u>小規模保育事業所全型、事業所内保育事業所の規定に明示する。</u></p>	

<p>「区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」の想定(平成28年2月28日付雇児発0218第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者 ・子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者 ・家庭的保育者 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>(平成28年3月31日付27福保子保第3857号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設等、認証保育所、区独自の施設・事業で区長が適当と認めるもので保育従事したことがある者(継続して1年以上) ・事業者が保育士と同等の職務を適切に行えると判断した者 ・子育て支援専門員研修(地域型保育)を修了した者 ・家庭的保育者(家庭的保育者基礎研修及び認定研修を修了した者並びに旧制度家庭的保育者) <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設等、認証保育所、<u>区独自の施設・事業で区長が適当と認めるもので保育従事したことがある者(継続して1年以上)</u> ・事業者が保育士と同等の職務を適切に行えると判断した者 ・次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ア)子育て支援員専門研修(地域型保育)及び家庭的保育者認定研修を修了した者 イ)家庭的保育者基礎研修及び認定研修を修了した者 ウ)旧制度家庭的保育者 	<p>左に同じ。</p>
<p>(2)幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例</p> <p>概要： 保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭(以下「幼稚園教諭等」という。)の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができることとする。幼稚園教諭は3歳以上児、小学校教諭は5歳児を中心に保育することが望ましい。また、保育に従事したことの無い幼稚園教諭等に対しては、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促すこととする。</p>	<p>当分の間、以下の者を保育士とみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教諭(原則3歳児以上) ・小学校教諭(原則5歳児以上) ・事業者が保育士と同等の職務を適切に行えると判断した者 <p style="text-align: right;">等</p> <p>助成上位置づけたい事項(案) 職員シフト等課題が多いため特例の適用はしない予定</p>	<p>区認可条例第8条第2項以下の者を1人に限り保育士とみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師 ・看護師 ・助産師 <p>(特例の適用なし)</p> <p>小規模保育事業所B型においても、助産師を追加する。</p>	<p>区認可条例第12条第2項以下の者を1人に限り保育士とみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師 ・看護師 ・助産師 <p>(特例の適用なし)</p> <p>小規模型事業所内保育事業所においても、助産師を追加する。</p>

<p>(3)保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例</p> <p>概要： 1日につき8時間を超えて開所していること等により、認可の際に必要となる保育士に加えて保育士を確保しなければならない場合にあっては、職員配置基準数の算定について、追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内で、区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができることとする。</p> <p>「区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」の要件は、(1)の保育士に加えて配置する者の要件と同様。併せて、保育士資格の取得を促すこととする。</p> <p>「利用定員の総数に応じておかななければならない保育士の数」は、認可基準として算定される保育士の数(職員配置基準数)を意味する。</p> <p>8時間を超えて開所する事業所等では、各時間帯における必要保育士を配置するためには、認可基準として算定される保育士の数(職員配置基準数)に追加して保育士を確保する必要がある。</p> <p>「開所時間を通じて必要となる保育士の総数」は、このような場合における1日に配置しなければならない保育士の総数を意味する。</p>	<p>当分の間、8時間を超えて開所する日において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、利用定員の総数に応じて置かななければならない保育士の数を超えるときは、その数の範囲で知事が保育士と同等と認める者を保育士とみなす。</p> <p>助成上位置づけたい事項(案) 延長保育については上記理由により適用なし。また、国は8時間をコア時間と想定しての緩和措置だが、保護者の就労が多様化し長時間の預かりの児童が増加しており区は11時間をコア時間と想定しているため、特例は適用しない予定</p>	<p>(特例の適用なし)</p>	<p><u>当分の間、8時間を超えて開所する日において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、利用定員の総数に応じて置かななければならない保育士の数を超えるときは、その数の範囲で区長が保育士と同等と認める者を保育士とみなす。</u></p> <p>ア)計算式 <u>(1日8時間を超えて開所する等により必要な保育士数) - (認可定員(利用定員)により算定した職員配置基準上必要な保育士数) = 保育士と同等の者を保育士とみなすことができる数</u></p> <p>イ)区長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者 <u>(1)と同様とする。</u></p>
<p>(4)(2)及び(3)の特例を適用する場合における保育士の必要数</p> <p>概要： (2)及び(3)の特例を適用する場合であっても、保育士資格を有する者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録を受けた者をいう。)</p>	<p>開所時間に限り、(2)及び(3)の特例を適用する場合、職員配置基準に基づき算定した保育士の数の3分の2以上常勤保育士を配置すること。</p> <p>過去3年以内に、法第46条第</p>	<p>(特例の適用なし)</p>	<p>開所時間に限り、(3)の特例を適用する場合、職員配置基準に基づき算定した保育士の数の3分の2以上常勤保育士を配置すること。</p> <p>(3)の特例を適用する場合、過</p>

<p>を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かなければならない。</p>	<p>3項に基づく改善の勧告、改善の命令を受けた保育所は、特例を適用できない。</p> <p>特例を適用する事業者は、保育士とみなされる者の保育士資格取得支援に努めること。</p> <p>特例の適用を受ける者であって保育に従事したことがない者に対しては、子育て支援員研修のほか、乳幼児の保育に関する研修の受講を促すこと。</p> <p>(東京都保育所設置認可等事務取扱要綱 4(1)(カ)、(キ))</p> <p>助成上位置づけたい事項(案) 特例の適用はしない予定</p>		<p><u>去3年間の指導検査において、勧告や改善命令等を受けたことのある事業者ではないこと</u> <u>事業者は保育士の確保に努めることを条件とする。</u></p>
---	--	--	--

本件担当

認可保育所に関すること：子ども・若者部保育課教育・保育施設担当(私立保育園班) 電話03-5432-2844 ファクシミリ03-5432-3018

小規模保育事業所A型・保育所型事業所内保育事業所に関すること：

子ども・若者部保育認定・調整課事業者認可・指導担当 電話03-5432-2333 ファクシミリ03-5432-3018